

令和 8 年度第 1 3 回（令和 8 年 1 0 月 6 日）庁議提案

☒審議 ☐報告 ☐その他

担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線 5 0 5 2〕

1 件名

石巻市視聴覚センターの廃止について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

石巻市視聴覚センターは平成 2 2 年 4 月に、石巻地区広域行政事務組合から事業移管を受け、東松島市及び女川町の事務委託を受理し、視聴覚教育の普及・充実を目的として運営してきた。

近年、全国的に進められてきた G I G A スクール構想による児童生徒へのタブレット配付により、これまで情報教育で利用されていた DVD を主とした視聴覚機材・教材等の利用が大幅に減少していることなどから、本センターのあり方について見直しを行う必要性が生じていた。

令和 6 年度より構成自治体である石巻市、東松島市、女川町の 2 市 1 町で協議を重ね、「事業継続」、「縮小して継続」、「事業廃止」の 3 案をもとに対応を検討した結果、2 市 1 町とも本センター事業を廃止することが妥当であるとの結論に至ったもの。

【目的】

石巻市視聴覚センターを廃止するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令： ☒有 ☐無】

石巻市視聴覚センター条例（平成 2 1 年石巻市条例第 3 8 号）

【総合計画の位置付け： ☒有 ☐無】

第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち

第 5 節 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進

【個別計画の位置付け： ☒有 ☐無】

石巻圏域定住自立圏共生ビジョン

第 3 章 定住自立圏形成に向けた具体的な取組

I 生活機能の強化に係る政策分野

2 教育（1）視聴覚センターの充実

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 6 年 1 1 月 石巻市視聴覚センターの今後のあり方について 2 市 1 町で協議
～令和 8 年 4 月

令和 8 年 5 月 令和 8 年度をもって石巻視聴覚センター事業を廃止とする方向性を確認

令和 8 年 9 月 石巻市議会第 3 回定例会で、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について議決（教育の取組事項から「視聴覚センターの充実」を削除）

第 3 回東松島市議会定例会で、定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について議決

第 5 回女川町議会定例会で、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について議決

5 主な内容

廃止する施設

1 名称 石巻市視聴覚センター

2 所在地 石巻市相野谷字旧会所前 1 2 番地 1（河北総合支所 2 階）

事業内容

- 1 情報教育サテライト研修会
情報教育やI C T活用に関する研修会の実施や講師としての派遣
- 2 視聴覚教材・機材の貸出
保有する視聴覚教材・機材を利用団体へ貸出
- 3 視聴覚教材制作・作成支援
動画・DVD・音源等の制作について編集作業を支援
- 4 石巻圏ふるさと映像館（※令和7年12月1日に事業終了）
2市1町に関する写真・動画を資料として保存・閲覧

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

視聴覚センター運営費の削減が図られる。

視聴覚センター運営費 3, 106千円（令和7年度決算額。全額一般財源）

7 他の自治体の政策との比較検討

登米市、塩竈市、多賀城市では、単独自治体で視聴覚センター機能を運営

大崎地域（1市4町）、仙南地域（2市7町）では広域行政事務組合において視聴覚センター業務を実施

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年10月 石巻市教育委員会第10回定例会において報告

視聴覚教材・機材の分配・処分方法及び当該施設運営負担金清算の協議

視聴覚センターの廃止予定について利用団体や市民等への周知

令和8年12月 市議会第4回定例会に東松島市及び女川町との視聴覚センターに関する事務の受託の廃止に関する協議について及び石巻市視聴覚センター条例を廃止する条例を提案

令和9年 3月 視聴覚教材・機材の分配・処分（構成市町での分配、譲渡、廃棄等）

9 その他